

災害支援対応マニュアル

(第5刷)



公益社団法人 徳島県看護協会

目 次

| | | |
|-----|----------------------------|----|
| I | 災害支援マニュアル作成の趣旨・目的 | 1 |
| II | 災害看護と災害支援ナース | 1 |
| 1. | 災害看護の定義 | 1 |
| 2. | 災害支援ナースと活動範囲 | 1 |
| 1) | 災害支援ナースとは | 1 |
| 2) | 災害支援ナースの登録および登録後の手続き | 1 |
| (1) | 災害支援ナース登録の要件 | 1 |
| (2) | 募集から登録までの手続き | 1 |
| (3) | 登録後の手続き | 1 |
| 3) | 災害支援ナースの活動範囲 | 2 |
| 4) | 徳島県看護協会の派遣基準 | 2 |
| 5) | 派遣時の身分保障 上記4) ②③の場合 | 2 |
| 3. | 参考資料 | 3 |
| III | 災害支援ナースの要請から活動の流れ | 4 |
| 1. | 災害支援ナース派遣のフロー①② | 4 |
| 2. | 災害支援ナース派遣依頼 | 8 |
| 3. | 派遣までの準備 | 8 |
| 4. | 派遣計画と組織編成 | 8 |
| 5. | 派遣中の活動 | 9 |
| 6. | 派遣活動終了時 | 9 |
| IV | 災害支援活動の実際 | 9 |
| 1. | 派遣前の留意点 | 9 |
| 2. | 活動中の留意点 | 10 |
| 3. | 活動終了後の留意点 | 10 |
| 4. | 災害支援物品リスト | 10 |
| 5. | 修了証・登録証フォーマット | 11 |
| 1) | 災害支援ナース養成研修修了証フォーマット | 11 |
| 2) | 徳島県看護協会災害支援ナース登録証 | 12 |
| V | 資料編 | 13 |
| 1. | 徳島県看護協会防災計画 | 13 |
| 1) | 防災計画の概要 | 13 |
| 2) | 災害時の看護支援ネットワーク | 13 |
| 3) | 行動計画 | 14 |
| 2. | 徳島県における防災体制 | 15 |
| 1) | 災害拠点病院・災害医療支援病院等（地図参照 P17） | 15 |
| (1) | 災害拠点病院 | 15 |
| (2) | 災害医療支援病院 | 16 |
| (3) | 広域搬送拠点 | 17 |

| | |
|---------------------------------|----|
| 2) 災害医療コーディネーター | 18 |
| 3) 関係窓口 | 19 |
| 3. 災害支援ナース登録施設 | 20 |
| 4. 徳島県と徳島県看護協会との協定書 | 21 |
| 1). 災害・事故等時の医療救護活動に関する協定書 | 21 |
| 5. 災害支援ナース提出用紙 | 23 |
| (様式1) 災害支援ナース登録申込書 | 23 |
| (様式2) 災害支援ナース登録(変更)申込書 | 24 |
| (様式3) 災害支援ナース派遣出動確認事項 | 25 |
| (様式4) 同意書 | 26 |
| (様式5) 災害支援ナース活動報告 | 27 |
| (様式6) 災害支援ナース活動状況報告 | 28 |
| 6. 災害支援ナース養成研修プログラム | 29 |
| 1) 養成研修プログラム | 29 |
| 7. 災害支援に関する実践知識 | 30 |
| 8. 災害に関する参考ホームページ | 31 |
| 9. 徳島県看護協会災害看護検討の経過 | 31 |

I 災害支援マニュアル作成の趣旨・目的

このマニュアルは、災害が発生した場合（発生後3日目～1ヵ月）に災害発生地の医療機関及び社会福祉施設、福祉避難所または避難所に赴き、被災者が健康レベルを維持できるように適切な医療・看護を行うとともに被災した看護職の心身の負担を軽減するための要領を記載したものである。

II 災害看護と災害支援ナース

1. 災害看護の定義

災害看護とは災害に関する看護独自の知識や技術を体系的かつ柔軟に用いるとともに、他の専門分野と協力して、災害の及ぼす生命や健康生活への被害を極力少なくするための活動を展開することである。

出典：日本看護協会ホームページ (<http://www.nurse.or.jp/saigai/index.html>)

2. 災害支援ナースと活動範囲

1) 災害支援ナースとは

災害支援ナースとは、災害支援ネットワークシステムに基づき都道府県看護協会に登録し、看護職能団体の一員として被災地に派遣される看護職である。

2) 災害支援ナースの登録および登録後の手続き

(1) 災害支援ナース登録の要件

災害支援ナースに登録するための要件は、以下のとおりとする。

- ① 都道府県看護協会の会員であること。
- ② 所属施設がある場合には、登録に関する所属長の承諾があること。
- ③ 災害支援ナース養成のための研修を受講していること。
- ④ 実務経験年数が5年以上であることが望ましい。

(2) 募集から登録までの手続き

- ① 徳島県看護協会災害看護支援検討委員会から各施設に災害支援ナースの登録希望者を募る。
- ② 登録申込者に対して研修を実施する。(様式1 P23)
災害支援ナース養成研修（基礎編、応用編、実践編）は必須とする。
- ③ 修了者を災害支援ナースとして登録する。

(3) 登録後の手続き

- ① 災害支援ナース登録証は各施設を通じて本人に配布する。
- ② 変更後の届出は本人から直接看護協会へ送付する。(様式2 P24)

3) 災害支援ナースの活動範囲

災害の規模によって、県内、近県、あるいは全国から、災害支援ナースがいち早く、混乱なく被災地に駆けつけられるようにすることが必要である。

<活動場所>

- ① 被災した医療機関、社会福祉施設、福祉避難所を優先する。
- ② 但し、他組織からの支援がない場合に限り避難所他にも含める。
- ③ 被災県看護協会のみで活動可能な場合は、被災県内の災害支援ナースにより支援活動を行う。
- ④ 大規模災害で被災県看護協会からの支援要請がある場合は、被災県に赴き支援活動を行う。

<派遣期間>

- ① 原則、災害発生3日後から1ヵ月とするが、各自治体等の要請や地震の規模により柔軟に対応する。

<活動期間>

- ① 原則3日間（別途に前後移動日を設ける）

4) 徳島県看護協会の派遣基準

災害支援ナースの派遣については、災害規模に従い次の段階で実施する。

- ① 本県が被災し本会のみで活動が可能な場合は、県内の災害支援ナースにより支援活動を行う。
- ② 大規模災害で、本会への支援が必要な場合は、日本看護協会との支援ネットワークを活用し、まず近隣の看護協会から災害支援ナース派遣等の支援を受ける。
- ③ 近隣県看護協会の支援に限界がある場合や支援活動が長期化する場合には、その他の都道府県看護協会からも支援を受ける。
- ④ 支援調整は、①の場合は本会が行い、②③の場合は社団法人日本看護協会が行う。

5) 派遣時の身分保障 上記4) ②③の場合

所属施設から職務として派遣される場合は適用外

1. 保険の種類：国内旅行傷害保険（天災危険担保特約付き）

2. 被保険者：実際に派遣された災害支援ナース

3. 契約者：徳島県

4. 保険条件：

- ① 保険期間は1回の派遣7日間まで（前後移動日を含む）
- ② 補償対象期間は事故の日から180日間
- ③ 保険対象範囲は、出発地から派遣地の往復行程および看護行為中の本人傷害
- ④ 病院での治療あるいは入院に対して、治療内容にかかわらず一律の保険金が支払われる。

保険金支払いの対象日数は、傷害した日から平常の生活または業務ができる程度に治った日までの日数となり、保険会社が認定する。（入院した日数上限180日、通院した日数上限90日、ただし事故日を含めて130日を超えて支払いはしない）

3. 参考資料

表 災害支援の対応区分表

| 災害対応区分 | 災害支援ナースを派遣する看護協会 | 派遣調整 |
|---|--------------------------------|---------|
| レベル1（単独支援対応） 被災県看護協会のみで看護支援が可能な場合 | 被災県内の災害支援ナースにより支援活動を行う | 被災県看護協会 |
| レベル2（近隣支援対応） 被災県看護協会のみでは困難または不十分であり、近隣県看護協会からの支援が必要な場合 | 被災県看護協会および近隣県看護協会が災害支援ナースを派遣する | 日本看護協会 |
| レベル3（広域支援対応） 被災県看護協会のみでは困難または不十分であり、活動の長期化が見込まれる場合 | 全国の都道府県看護協会が災害支援ナースを派遣する | |

出典：日本看護協会 災害要領からの抜粋 平成27年12月16日

III 災害支援ナースの要請から活動の流れ

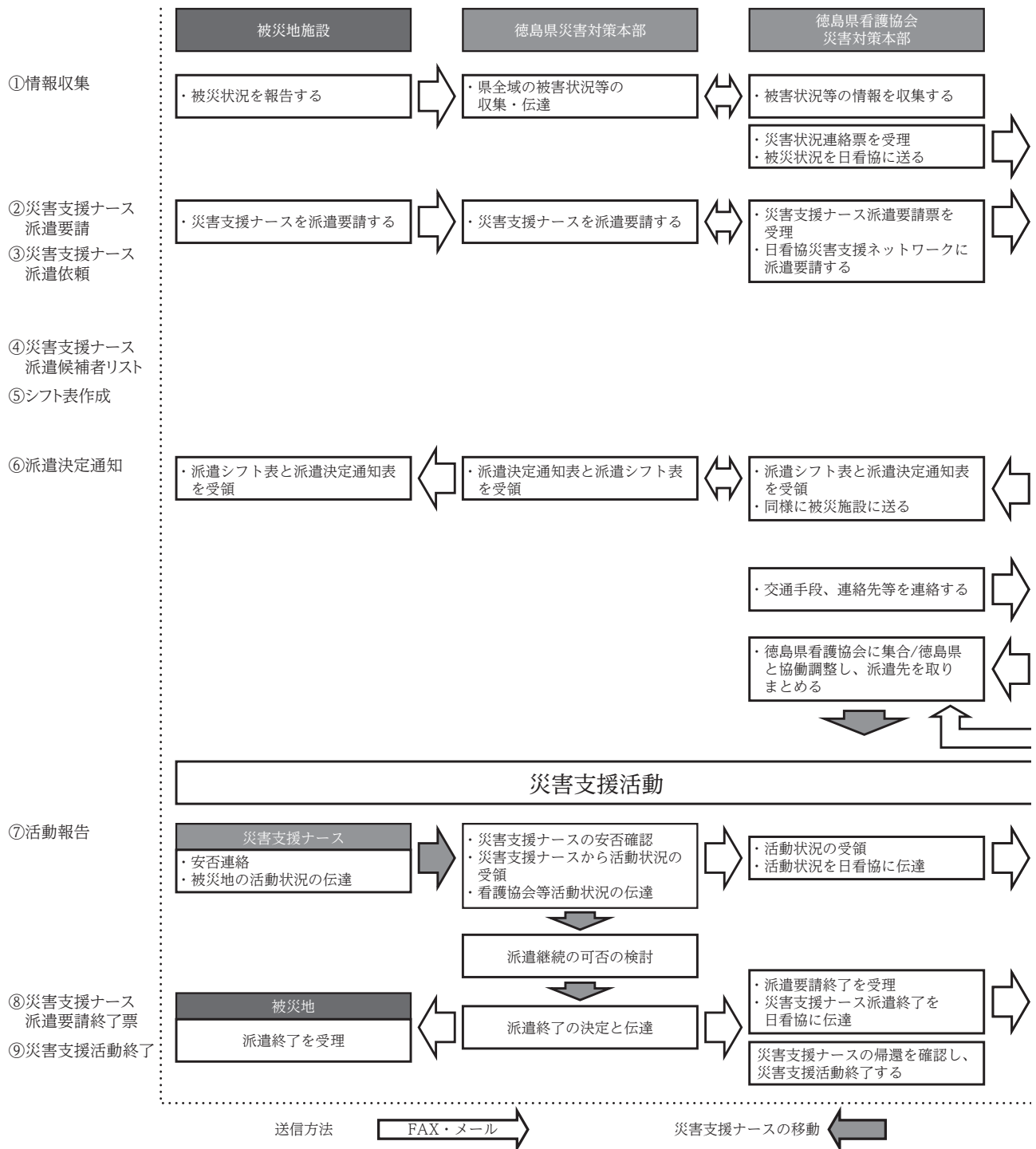
1. 災害支援ナース派遣のフロー①

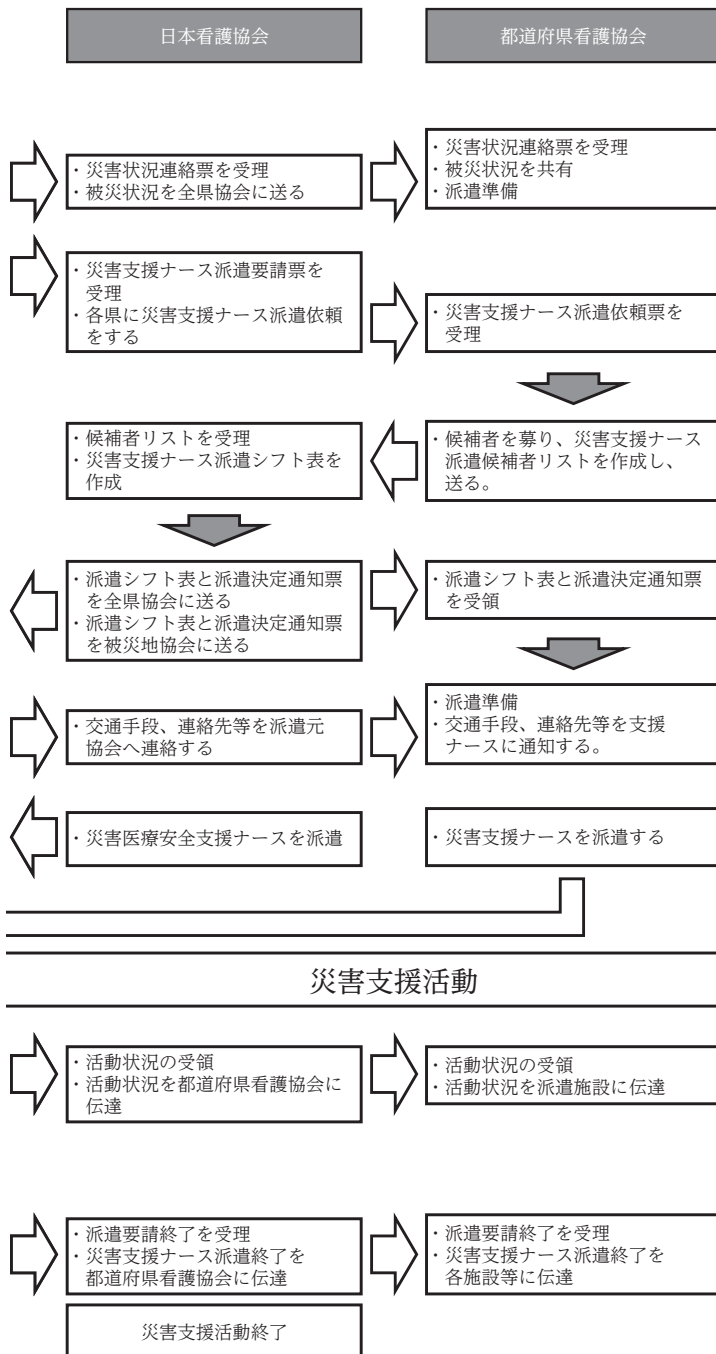
登録者は、県内外で災害が発生した場合、県から看護協会災害看護担当者に連絡が入り、徳島県看護協会から要請し、直接現場に出動する。

徳島県内で災害発生時の支援の流れ(フロー図1)

1. 徳島県看護協会内で災害支援ナース派遣を依頼する場合

(日本看護協会災害ネットワークに依頼するとき)

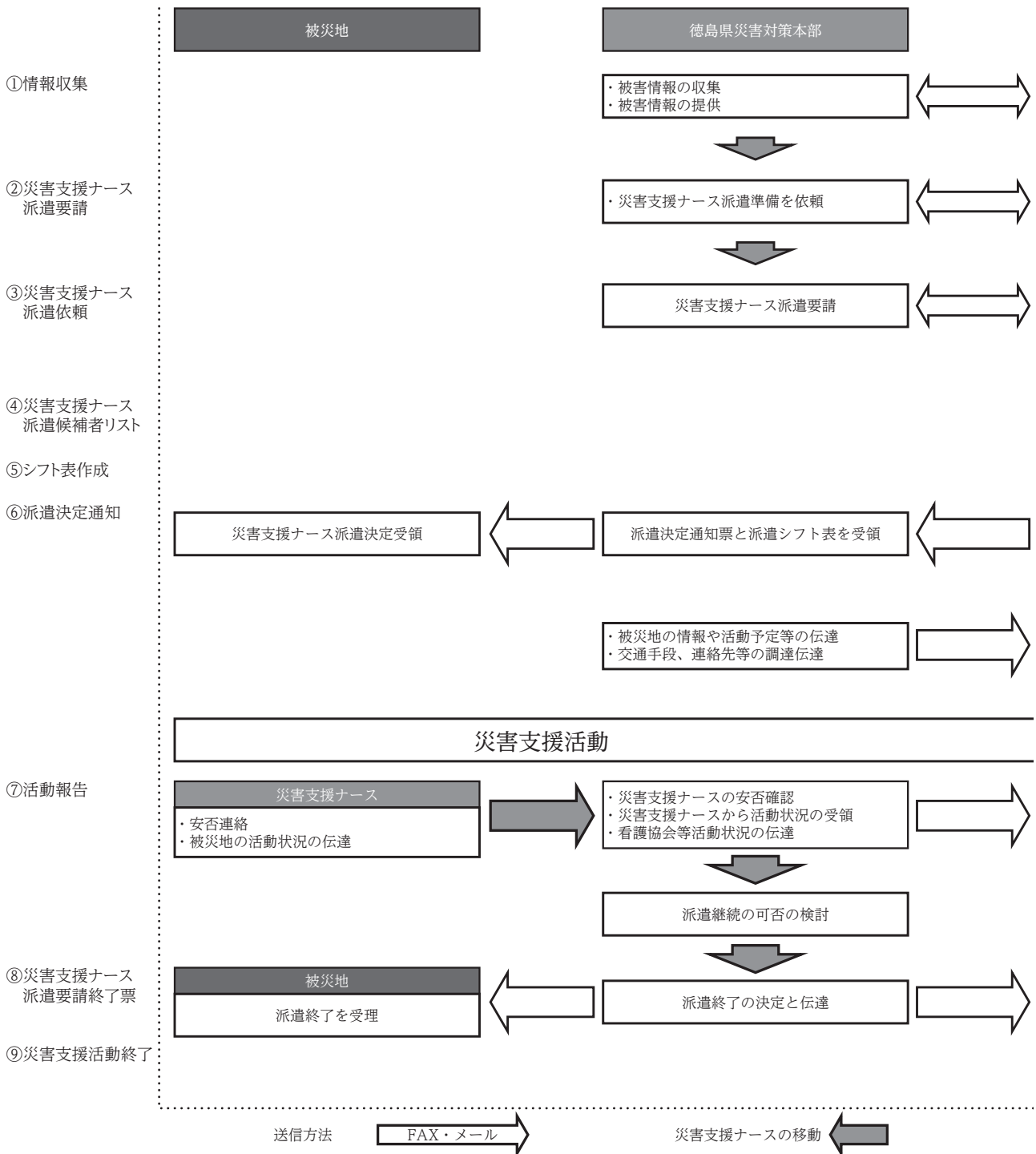


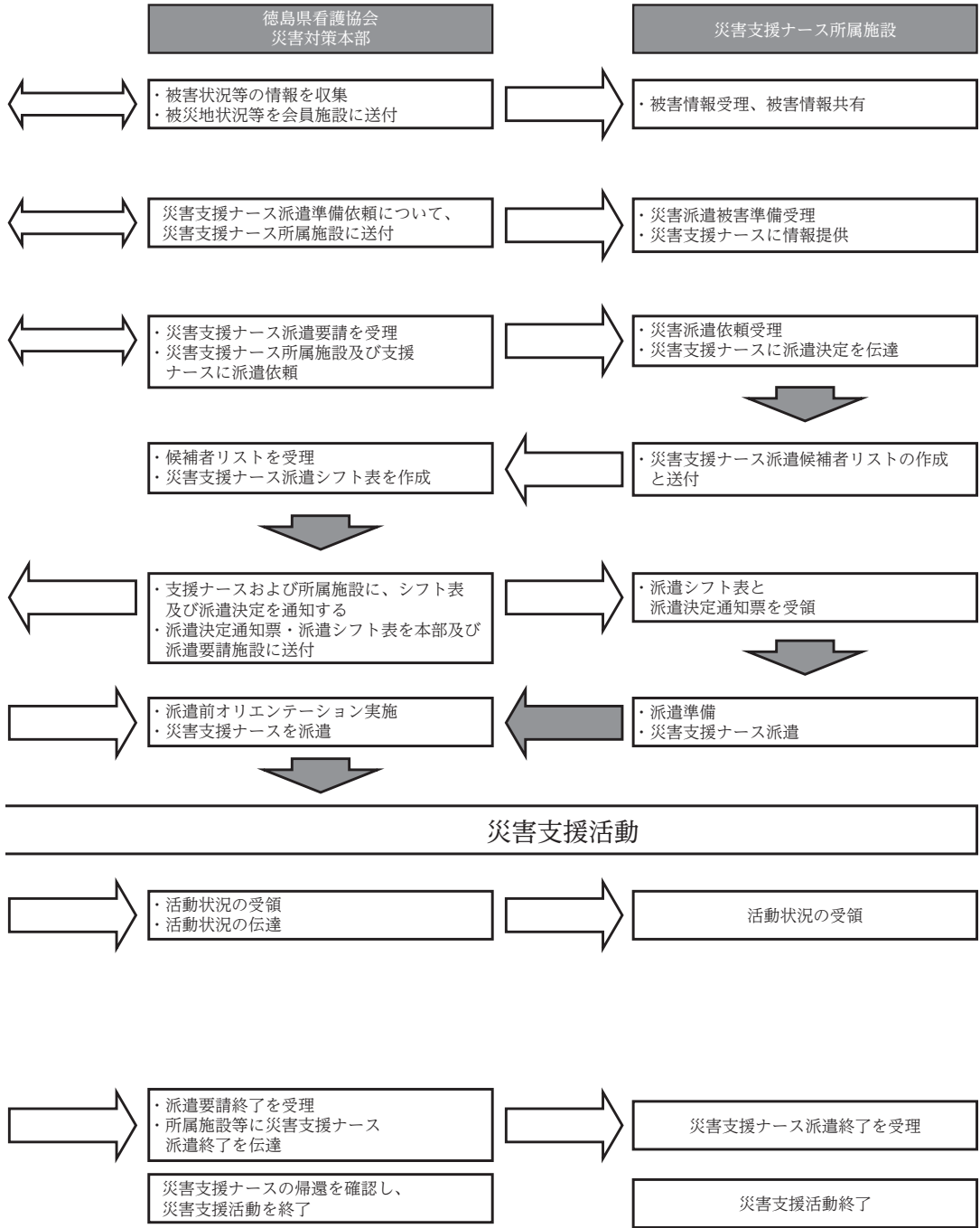


1. 災害支援ナース派遣のフロー②

県外で災害発生時の支援の流れ(フロー図2)

2.徳島県看護協会内で災害支援ナースの派遣が可能な場合





2. 災害支援ナース派遣依頼

原則として県内・県外にかかわらず、徳島県の要請により派遣を決定するため、県が指示した場所に集合し、そこから出発する。

(1) 看護代表者への連絡の場合（所属施設がある登録者）

- ① 看護協会災害対策本部は、登録リストより、災害支援ナース登録者の施設の看護代表者へ派遣要請をする。同時に、災害支援ナース派遣出動確認事項（様式 3 P25）を用いて災害現場、現地への集合時刻、現地までの交通手段等を説明する。
- ② 看護代表者は、勤務の調整、本人の了解等を得て、看護協会調整本部に、派遣者の名前、年齢、住所、連絡先等を連絡する。

※この連絡網は、人員が手薄な夜間・休日の要請にも、迅速に対応出来るよう、簡潔と柔軟性を旨として設計した。

(2) 本人への直接連絡（所属施設がない登録者）

- ① 看護協会災害対策本部から登録者へ派遣依頼をする。同時に、災害支援ナース派遣出動確認事項（様式 3 P25）を用いて災害現場、現地への集合時刻、現地までの交通手段等を説明する。

3. 派遣までの準備

災害支援ナース登録者は、家族の了解を得て、看護協会災害対策本部に派遣活動の承諾を報告と共に、同意書（様式 4 P26）を提出する。携帯品を確認し、現地へ赴く。

4. 派遣計画と組織編成

災害支援ナースの派遣における活動最少単位は 2 名 1 組で編成されるが、災害の規模により組織編成は異なる。

徳島県内での被災の場合は、被災地（南部、東部、西部）を考慮し、被災地以外の登録者に要請し派遣する。

(例) 避難所 1 ヶ所単位の計画

| 発災 班 | 2日 | 3日 | 4日 | 5日 | 6日 | 7日 | 8日 | 9日 | 10日 | 11日 | 12日 | 13日 | 14日 | 15日 |
|----------|----|----|----|----|----------|----|----|----------|-----|-----|----------|-----|-----|-----|
| 調整 1班 | 移動 | 活動 | 活動 | 活動 | 移動 | | | | | | | | | |
| 2班 | | | | | 移動 引継 | 活動 | 活動 | 活動 | 移動 | | | | | |
| 3班 | | | | | | | | 移動 引継 | 活動 | 活動 | 活動 | 移動 | | |
| 4班 | | | | | | | | | | | 移動 引継 | 活動 | 活動 | 活動 |

5. 派遣中の活動

- ① 毎日活動報告を行う。(様式 6 P28)
- ② 活動の詳細は災害支援活動の実際を参照 (P9～11)

6. 派遣活動終了時

派遣期間終了後には、速やかに災害支援ナース活動報告 (様式 5 P27) を提出する。

IV 災害支援活動の実際

1. 派遣前の留意点

1) 災害支援ナースの心構え

- ① 派遣中の自分の生活については自分で責任を持つ。
- ② 交通費・宿泊費等、派遣に要する経費については、協定に基づき、県が負担するものとする。
ただし、食事等生活についての金銭的負担は各自が負う。
- ③ 自分の健康は自分で管理する。

2) 災害支援ナースの出動に当たって

- ① 要請に応えるための準備
 - a. 家族及び職場の所属長の了解を得る。
 - b. 看護協会災害対策本部に支援活動を申し込んだら、すぐに活動できるように準備して待つ。
- ② 心の準備
 - a. 無事に帰還することを心掛ける。
 - b. 気持を楽に持つ。
 - c. 気負いすぎない。
- ③ 持参する物品の準備 (災害支援物品リスト参照 P10)
災害前後の時間経過や季節・活動場所により微妙に異なる。自分自身が活動を続けるために「自己完結で滞在・移動できる身支度」をしっかりと行なう。災害状況等により判断する。持参する個人の持ち物には、全て氏名を書く。

④ 情報収集

可能な範囲で被災地の情報を収集する。被災地の状況は、日々刻々と変化している為、ラジオ・テレビ・インターネット等で常に新しい情報を収集しておくことが、必要である。被災前の地域の情報 (地理的状況、交通機関、人口規模、基幹産業の特性など) を収集するとよい。

⑤ 災害支援ナース活動中の事故・病気等の保障、諸手続き

a. 職場との関係

支援活動中の取り扱いや、身分保障の取り扱いがどうなるのか確認しておく。

(出張・有給休暇・職務専念義務の免除等)

b. 保険の確認

徳島県の派遣要請に応じた災害支援ナースの傷害保険については、徳島県が加入する。

c. 現地でのアクセス確認

現地に着いたら、どこの誰を訪ねればよいか、事前に看護協会または徳島県医療政策課に確認しておく。

2. 活動中の留意点

1) 現地での心構え

① 目的地まで

- a. 指定された場所に集合する。
- b. 現地に向かうには、最新の交通情報を収集し、公共交通機関でたどり着ける所まで行く。その後は、徒歩で目的地へ向かう。

② 着任時

- a. 活動中の連絡担当者を確認する。
- b. オリエンテーションは無い場合が多いので、積極的に情報を収集する。
- c. 支援を要請した機関・施設からの指示に従って活動する。

③ 活動中

- a. 支援内容は、時間の経過に伴って、被災地のニーズが変化していくので、現地との連携・調整を図りながら支援活動を行なう。
 - ア. 着任後、自分の眼でニーズを把握する。
 - イ. 状況が見えたら、どんな活動が必要か判断する。
 - ウ. 適時、支援活動の見直しをする。
- b. 活動日、活動範囲、活動内容、休息場所等の確認をする。
- c. 毎日の活動終了後は、「災害支援ナース活動状況報告」（様式 6 P28）により、徳島県医療政策課に報告する。
- d. 災害支援ナース自身の諸注意
 - ア. 休息を必ずとる。
 - イ. 栄養をきちんと摂る。
 - ウ. 気分転換を図る。
 - エ. 自分自身の安全を確保する。

3. 活動終了後の留意点

- a. 後日、「災害支援ナース活動報告」（様式 5 P27）を看護協会災害対策本部長に提出する。
- b. リュックサック、ユニフォーム（ベスト）などは速やかに看護協会に返却する。

4. 災害支援物品リスト

【個人が準備するもの】

| NO | 物品 | NO | 物品 |
|----|-------------------|----|-----------|
| 1 | 身分証明書（災害支援ナース登録証） | 11 | アルミマット |
| 2 | 健康保険証 | 12 | タオル |
| 3 | 運転免許証 | 13 | ティッシュペーパー |
| 4 | 現金（交通費 食費程度 小銭） | 14 | スリッパ（上履き） |
| 5 | 食事・飲料水 | 15 | 帽子 |
| 6 | 腕時計（秒針付き） | 16 | レインコート |

| | | | |
|----|-----------|----|----------------|
| 7 | 携帯電話（充電器） | 17 | 使い捨てカイロ |
| 8 | 常備薬 | 18 | 虫除けスプレー |
| 9 | 着替え | 19 | 自分がりラックスできるグッズ |
| 10 | 洗面道具 | 20 | |

【看護協会が準備するもの】

① 現地地図 ②寝袋 ③医療用品 薬（現地に応じて） ④ヘルメット

⑤ ユニフォーム（ベスト） ⑥ 新聞紙 ⑦ 災害支援ナースリュック

<災害支援ナースリュック物品一覧>*災害支援ナースリュックを貸し出す

| NO | 物品 | 数 | NO | 物品 | 数 |
|----|-----------|-----|----|---------------|------|
| 1 | 吊り下げ名札 | 1 | 12 | 携帯ラジオ | 1 |
| 2 | ヘッドランプ | 1 | 13 | ビニール袋（大小） | 各5枚 |
| 3 | ペンライト | 1 | 14 | 筆記用具・事務用品 | * |
| 4 | ディスポ手袋 | 20双 | 15 | 携帯電話充電器 | 1 |
| 5 | はさみ・カッター | 各1 | 16 | ウエストポーチ | 1 |
| 6 | 血圧計・聴診器 | 各1 | 17 | 笛 | 1 |
| 7 | 体温計 | 1 | 18 | 保温シート | 1 |
| 8 | マスク | 20枚 | 19 | 電池（ラジオ・ライト用） | 各必要数 |
| 9 | アルコール綿 | 20袋 | 20 | ミニクラッカー缶 | 2 |
| 10 | ウエットティッシュ | 1箱 | 21 | 災害支援マニュアル | 1冊 |
| 11 | 軍手 | 2 | 22 | 記録用紙（様式5・様式6） | 各5枚 |

*No. 14：ボールペン・シャープペン・消しゴム・マジック（赤・黒）・物差し・輪ゴム
クリップ・セロハンテープ・付箋・メモ用紙

5. 修了証・登録証フォーマット

1) 災害支援ナース養成研修修了証フォーマット

| | | |
|---------------------------------------|------|-----|
| 徳島県看護協会災害支援ナース養成研修修了証 | | |
| 氏名：_____ | | |
| この証明書は、全ての研修会参加者で災害支援ナース研修修了証として有効です。 | | |
| コース名 | 受講日時 | 参加印 |
| 災害看護基礎編 | | |
| 災害看護応用編 | | |
| 災害看護実践編 | | |
| 公益社団法人徳島県看護協会 会長 ○○○○ | | |

2) 徳島県看護協会災害支援ナース登録証

表面

| | |
|---|----------|
| NO. | 平成〇〇年度登録 |
| 災害支援ナース登録証 | |
| 氏 _____ 名 | |
| 上記の者は社団法人徳島県看護協会「災害支援ナース」 登録者であることを証明する。 | |
| 〒770-0003 徳島市北田宮1丁目329-18 社団法人徳島県看護協会 会 長 〇 〇 〇 〇 | |

裏面

| | |
|------------------|------------------|
| 氏名： | NO. |
| 所属施設名： | |
| 住 所： | |
| （施 設） | |
| TEL： | |
| 住 所： | |
| （自 宅） | |
| TEL： | |
| 社団法人徳島県看護協会 | |
| TEL：088-631-5544 | FAX：088-632-1084 |

V 資料編

1. 徳島県看護協会防災計画

1) 防災計画の概要

徳島県看護協会は、近い未来に起こると予測されている南海トラフ巨大地震による大規模災害を想定して、災害看護計画を策定した。計画の骨子は、関係各機関との連絡体制、情報収集及び要請依頼の伝達、災害支援ナースの教育訓練等である。

この基本理念は【連携】であり、最大の目的は【円滑な実施】である。

2) 災害時の看護支援ネットワーク

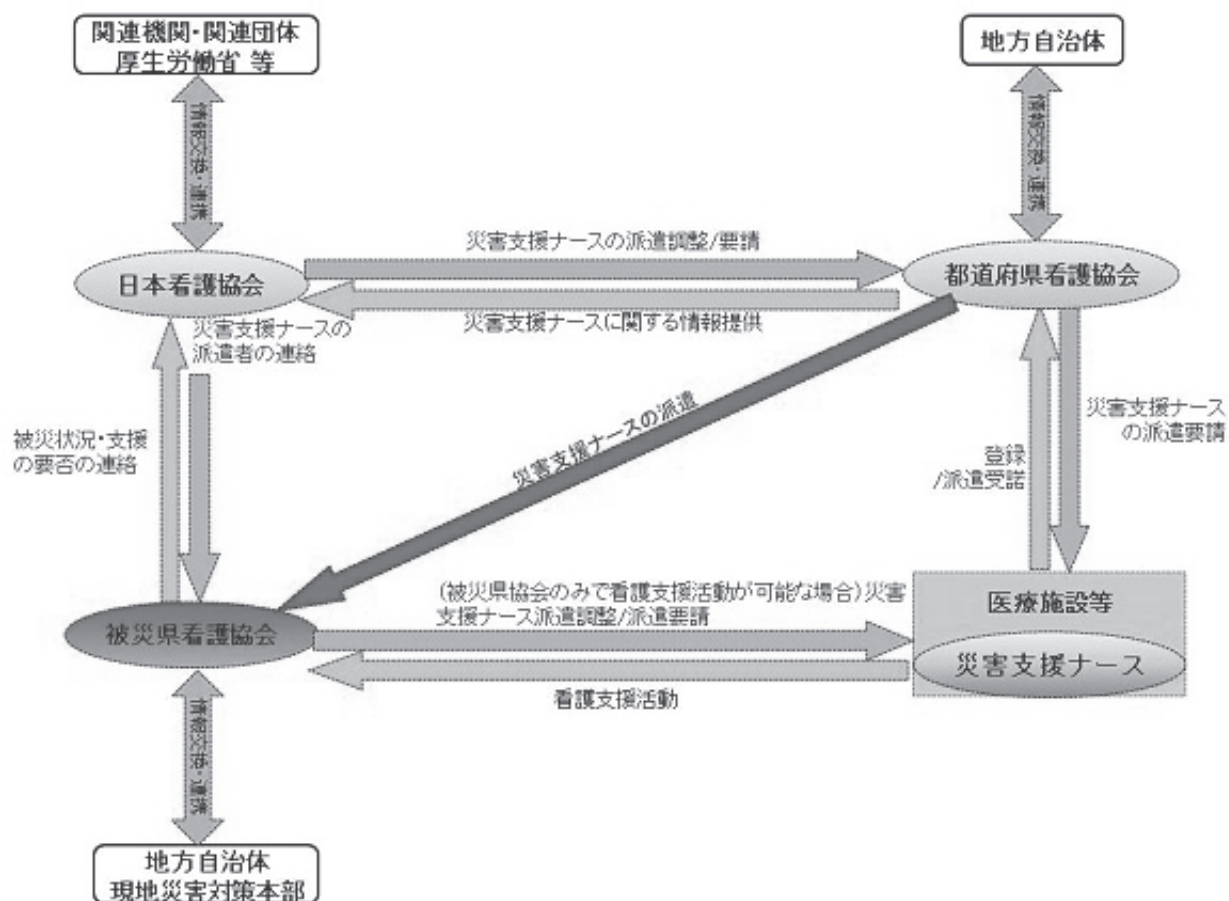


図 災害支援ナース派遣の仕組み

(日本看護協会ホームページより転用 <https://www.nurse.or.jp/nursing/practice/saigai/>)

3) 行動計画

① 徳島県看護協会の本部体制

徳島県看護協会対策本部

徳島市北田宮 1 丁目 329-18 徳島県看護会館

TEL 088-631-5544 FAX 088-632-1084

| 構成員 | 役職名 | 役割 |
|--------|-------|---|
| 本部長 | 会長 | 総括指揮 マスクミ対応 |
| 副本部長 | 副会長 | 本部長補佐 本部長不在時の職務代理 |
| 総務担当 | 専務理事 | 県災害対策本部との連絡調整 日本看護協会、他都道府県看護協会との連絡調整 担当間の連絡調整に関する事 本協会施設・設備の安全装置に関する事 会館利用者への情報伝達及び退去等に関する事 |
| 医療救護担当 | 常任理事 | 医療機関等への協力要請等 災害支援ナース派遣可能者の把握 派遣準備、及び派遣に関する事 派遣交替ナースの確保に関する事 災害支援活動状況の把握、記録、集計等に関する事 災害支援ナースの受け入れに関する事 会員、及び職員の安否確認に関する事 |
| 支援物資担当 | 事務局職員 | 災害支援に係る財務管理に関する事 必要物品の確保・配送に関する事 災害基金、義援金等に関する事 県協定書に基づく完了報告書等、事務処理に関する事 |
| 情報担当 | 事務局職員 | 必要な情報の収集・伝達に関する事 ①交通機関の運行状況、道路交通情報等 ②気象情報、地震速報・予知情報等、防災上必要な情報 ③災害状況、被害状況、その他応急対策上必要な情報 ④避難所の設置状況 ⑤その他必要な情報 |

2. 徳島県における防災体制

1) 災害拠点病院・災害医療支援病院等（地図参照 P17）

（1）災害拠点病院

災害時などの多数の傷病者が発生する際に、多発外傷、挫滅症候群、広範囲熱傷等の重篤な救急患者に対する救命医療を行う病院。

高度な診療機能を有し、被災地からのとりあえずの重症患者の受け入れ機能を有するとともに、傷病者等の受け入れ及び搬出を行う。

広域搬送への対応機能、自己完結型の医療救護チームの派遣機能、地域の医療機関への応急用資器材の貸し出し機能を有する。

「地域災害拠点病院」と、さらにそれらの機能を強化し、要員の訓練・研修機能を有する「基幹災害拠点病院」からなる。

| 区分 | 機関名 | 住所 | 電話番号 | ファクシミリ |
|----|-------------------|---------------------|--------------|--------------|
| 東部 | 徳島県立中央病院 ★ | 徳島市蔵本町1丁目 10-3 | 088-631-7151 | 088-631-8354 |
| | 徳島大学病院 | 徳島市蔵本町2丁目 50-1 | 088-633-9112 | 088-633-7009 |
| | 徳島市民病院 | 徳島市北常三島町2丁目 34番地 | 088-622-5121 | 088-622-5313 |
| | 徳島県鳴門病院 | 鳴門市撫養町黒崎小谷 32-1 | 088-683-0011 | 088-683-1860 |
| | 吉野川医療センター | 吉野川市鴨島町知恵島字西知恵島 120 | 0883-26-2222 | 0883-26-2300 |
| 南部 | 徳島赤十字病院 | 小松島市小松島町井利ノ口 103 | 0885-32-2555 | 0885-32-6350 |
| | 阿南中央病院 | 阿南市宝田町川原2 | 0884-22-1313 | 0884-23-6773 |
| | 海陽町国民健康保険 海南病院 | 海部郡海陽町四方原広谷 16-1 | 0884-73-1355 | 0884-73-3685 |
| | 徳島県立海部病院 | 海部郡牟岐町中村本村 75-1 | 0884-72-1166 | 0884-72-2383 |
| 西部 | つるぎ町立半田病院 | 美馬郡つるぎ町半田中藪 234-1 | 0883-64-3145 | 0883-64-4138 |
| | 徳島県立三好病院 | 三好市池田町シマ 815-2 | 0883-72-1131 | 0883-72-6910 |

(2016年12月末現在)

★基幹災害拠点病院

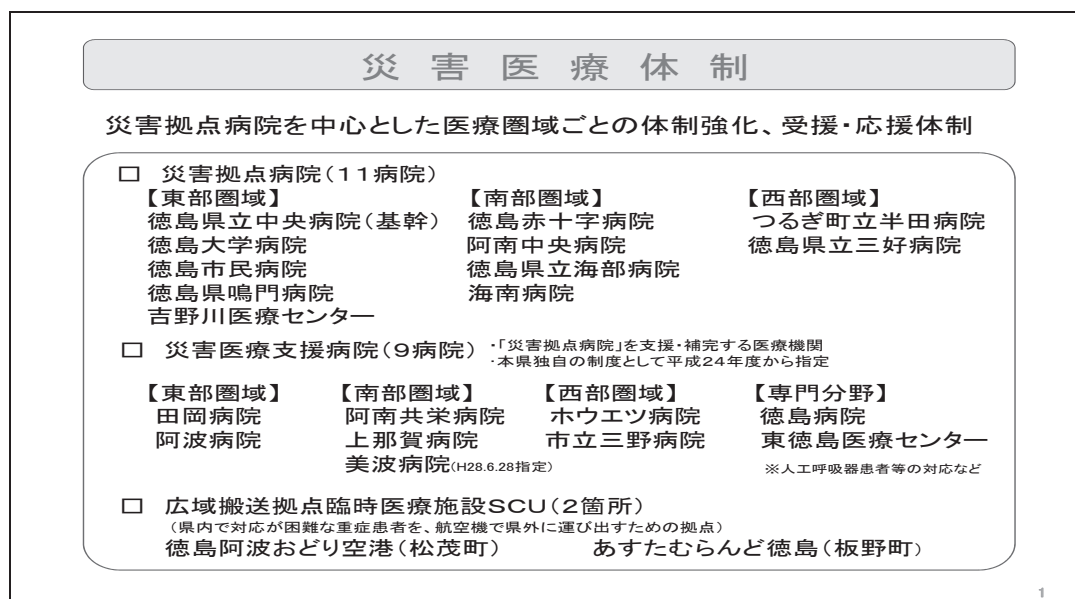
(2) 災害医療支援病院

災害時などの多数の傷病者が発生する際に、全ての患者が災害拠点病院に集中するのを防ぐため、被災地内のトリーアージ拠点として被災者の受け入れを行う病院とともに、重篤な救急患者については、災害拠点病院へ転送する。

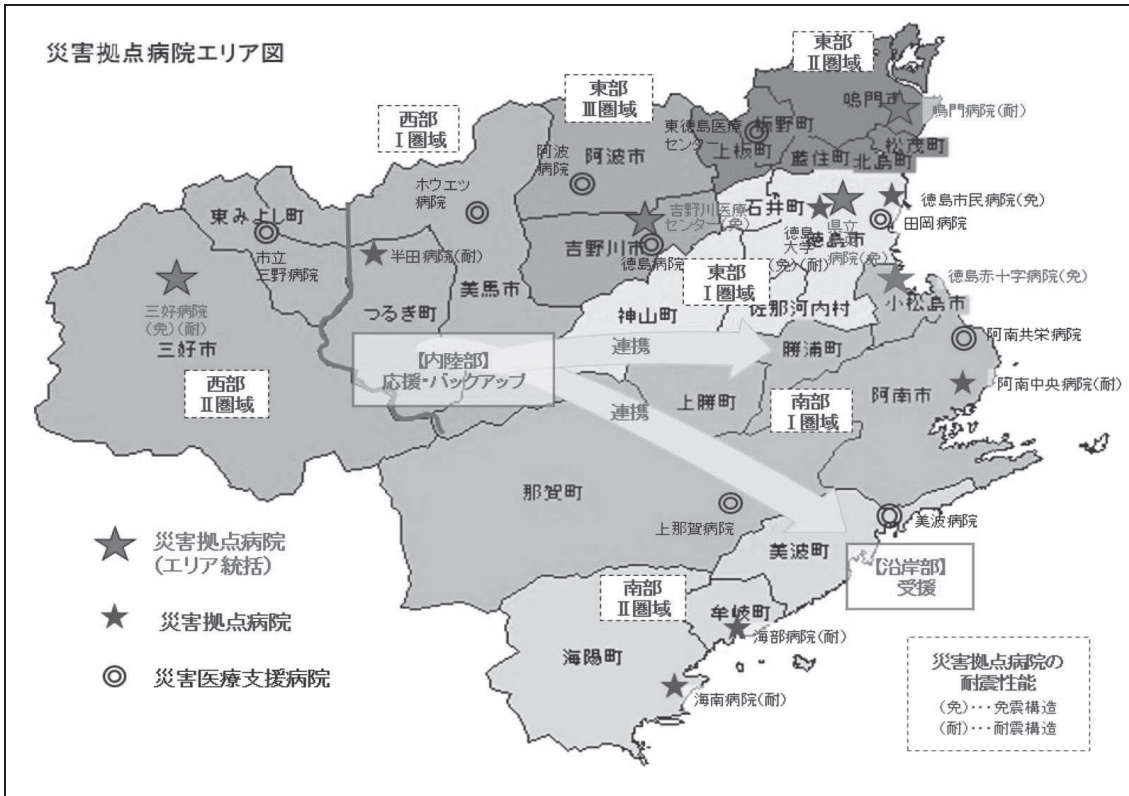
また、圏域内における災害拠点病院被災時は、代替拠点として被災者の受け入れを行うなど、既存の災害拠点病院のバックアップを行う病院。

| 区分 | 機関名 | 住所 | 電話番号 | ファクシミリ |
|----|-----------------|-----------------------|--------------|--------------|
| 東部 | 田岡病院 | 徳島市万代町4丁目2-2 | 088-622-7788 | 088-655-3077 |
| | 東徳島医療センター | 板野郡板野町大寺字大向北1-1 | 088-672-1171 | 088-672-3809 |
| | 徳島病院 | 吉野川市鴨島町敷地1354 | 0883-24-2161 | 0883-24-8661 |
| | 阿波病院 | 阿波市市場町市場字岸ノ下190-1 | 0883-36-5151 | 0883-36-5952 |
| 南部 | 阿南共栄病院 | 阿南市羽ノ浦町中庄蔵ノホケ36番地 | 0884-44-3131 | 0884-44-4179 |
| | 那賀町立上那賀病院 | 那賀郡那賀町小浜137-1 | 0884-66-0211 | 0884-66-0310 |
| | 美波町国民健康保険美波病院 | 海部郡美波町田井105番地1 | 0884-78-1373 | 0884-74-8020 |
| 西部 | ホウエツ病院 | 美馬市脇町大字猪尻字八幡神社下南130-3 | 0883-52-1095 | 0883-53-9375 |
| | 三好市国民健康保険市立三野病院 | 三好市三野町芝生1270-30 | 0883-77-2323 | 0883-77-3622 |

(2016年12月末現在)

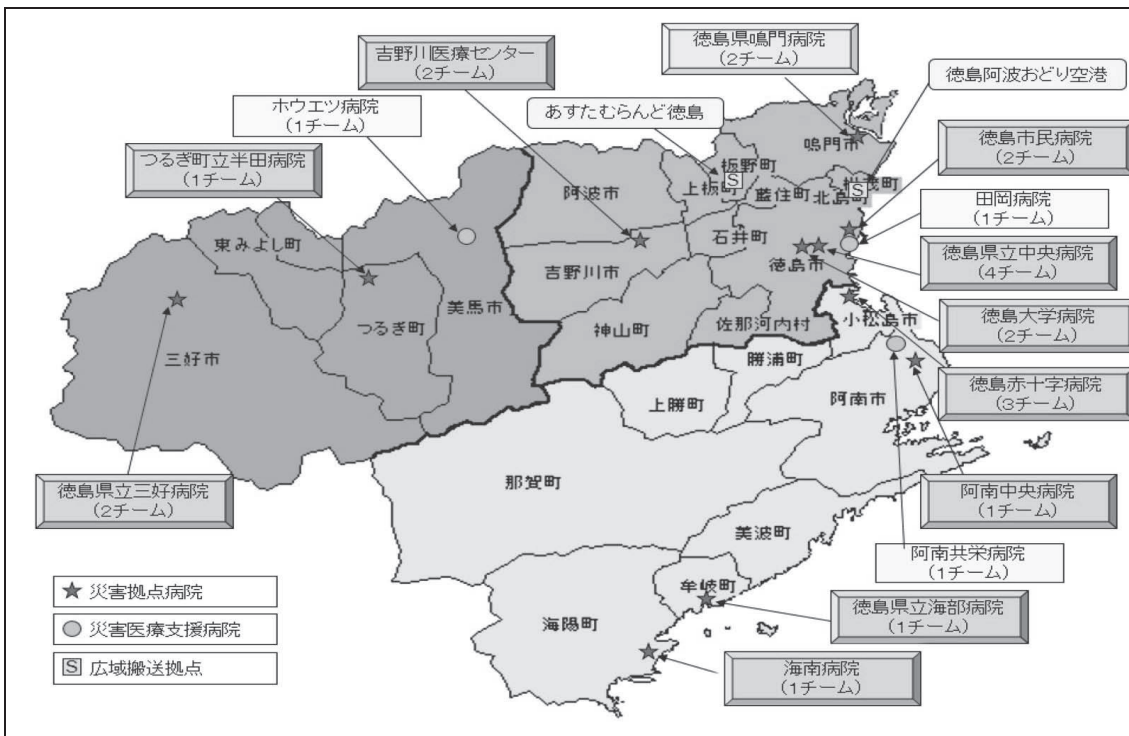


(2016年12月末現在)



(2016年12月末現在)

(3) 広域搬送拠点



(2016年12月末現在)

() 内は DMAT 数

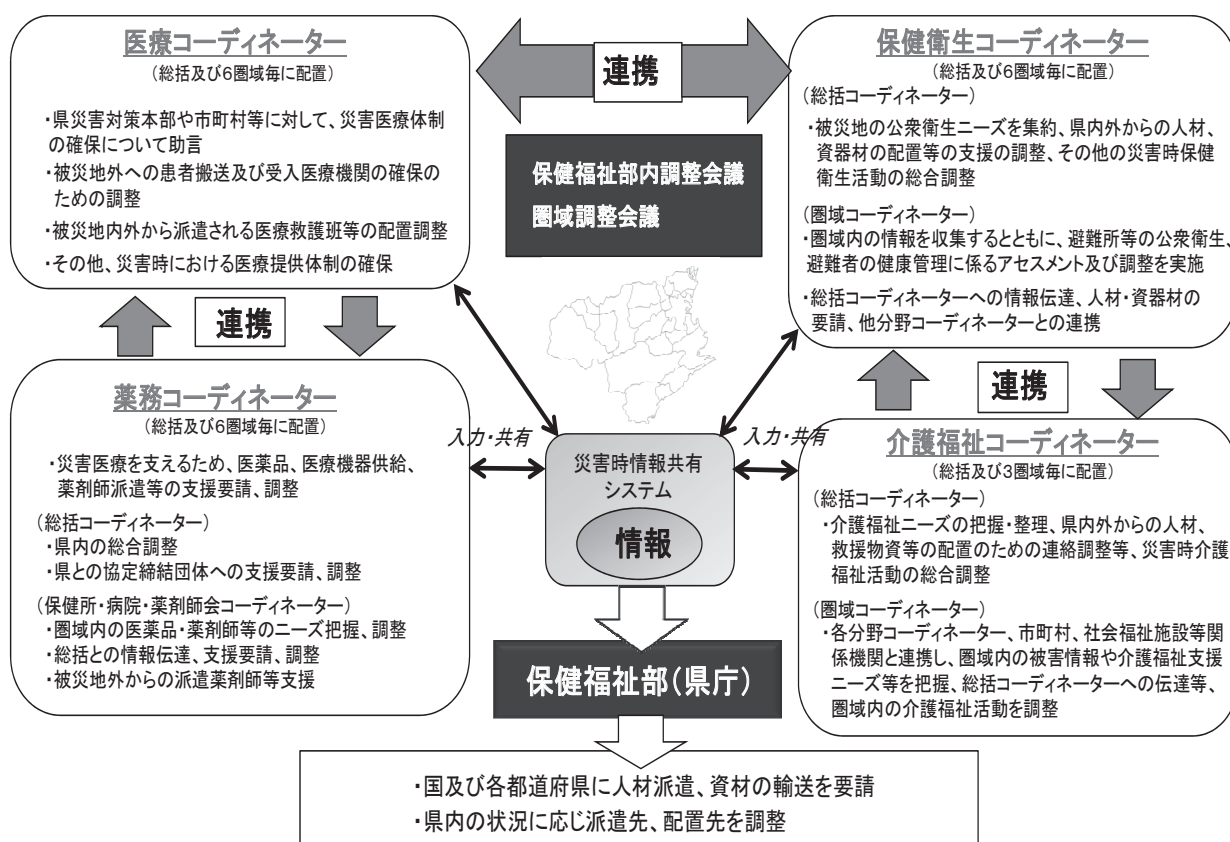
2) 災害医療コーディネーター

発災後、刻々と変化する被災地の状況を把握し、限られた医療資源の適正配置・被災地の医療を統括・調整する。

本県災害対策本部（保健福祉部）に統括災害医療コーディネーター及び各災害拠点病院に1～2名の現地災害医療コーディネーターが配置されている。

医療・保健・福祉分野「災害時コーディネーター」の配置

圏域毎に各分野のコーディネーターを配置し、発災後、刻々と変化する被災者や避難所、医療救護所等の状況を的確に把握し、本県及び他県からの人材及び資材の配置を適正かつ迅速に行う。



3) 関係窓口

| 機 関 名 | 住 所 | 電話番号 | ファクシミリ |
|---------------------------|-----------------------|--------------|--------------|
| 徳島県危機管理部危機管理政策課 | 徳島県万代町1丁目1番地 | 088-621-2708 | 088-621-2987 |
| 徳島県危機管理部とくしまゼロ作戦課 | | 088-621-2281 | 088-621-2849 |
| 徳島県保健福祉部医療政策課 | | 088-621-2226 | 088-621-2898 |
| 徳島県保健福祉部広域医療課 | | 088-621-2186 | 088-621-2899 |
| 徳島県防災人材育成センター | 板野郡北島町鯛浜字大西 165 | 088-683-2110 | 088-683-2002 |
| 徳島県南部総合県民局津波減災部 | 海部郡美波町奥河内字弁才天 17-1 | 0884-74-7296 | 0884-77-3851 |
| 徳島県西部総合県民局企画振興部 危機管理担当 | 美馬市脇町大字猪尻字建神社下南 73 | 0883-53-2391 | 0883-53-2081 |
| 徳島県企業局経営企画戦略課 | 徳島市万代町 1-1 | 088-621-3242 | 088-621-2877 |
| 徳島県教育委員会教育政策課 | 徳島市万代町 1-1 | 088-621-3115 | 088-621-2879 |
| 徳島県警察本部警備課 | 徳島市万代町 2-5-1 | 088-622-3101 | 088-621-2956 |
| 消防防災航空自衛隊 | 板野町松茂町笠木野字八北開拓 353 | 088-683-4110 | 088-683-4121 |

日本看護協会

〒150-0001 東京都渋谷区神宮前 5-8-2

日本看護協会 専門職支援・中央ナースセンター事業部災害担当

TEL : 03-5778-8495 FAX:03-5778-8499

E-mail:saigai@nurse.or.jp

3. 災害支援ナース登録施設

平成 28 年度災害支援ナース登録施設

| 施設名 | 郵便番号 | 住所 |
|-------------------------|----------|--------------------|
| JA 阿南共栄病院 | 779-1198 | 阿南市羽ノ浦町中庄字蔵ノホケ36 |
| JA 阿南中央病院 | 774-0045 | 阿南市宝田町川原2 |
| JA 阿波病院 | 771-1603 | 阿波市市場町市場字岸ノ下190-1 |
| NPO 法人あわホスピス研究会 | 770-0015 | 小松島市中田町字千代ヶ原 23-4 |
| 藍里病院 | 771-1342 | 板野郡上板町佐藤塚字東288番地3 |
| 稲次整形外科病院 | 771-1262 | 板野郡藍住町笠木字西野 50-1 |
| 鴨島病院 | 776-8588 | 吉野川市鴨島町内原432 |
| 川島病院 | 770-8548 | 徳島市北佐古一番町1-39 |
| 公社)徳島県看護協会訪問看護ステーション徳島 | 770-0801 | 徳島市上助任町蛭子 98-76 |
| 国民健康保険美波病院 | 779-2109 | 海部郡美波町田井 105-1 |
| 四国大学看護学部 | 771-1193 | 徳島市応神町古川字戎子野 123-1 |
| 四国大学短期大学部 人間健康科介護福祉専攻 | 771-1193 | 徳島市応神町古川字戎子野 123-1 |
| 市立三野病院 | 771-2304 | 三好市三野町芝生 1270-30 |
| 第一病院 | 770-8007 | 徳島市新浜本町1丁目7-10 |
| 田岡病院 | 770-0941 | 徳島市万代町4丁目2-2 |
| たまき青空病院 | 779-3125 | 徳島市国府町早淵字北カシヤ 56-1 |
| つるぎ町立半田病院 | 779-4401 | 美馬郡つるぎ町半田字中藪234-1 |
| 手束病院 | 779-3233 | 名西郡石井町石井字石井434-1 |
| 天満病院 | 770-0047 | 徳島市名東町1丁目91番地 |
| 徳島健生病院 | 770-8547 | 徳島市下助任町4丁目9-1 |
| 徳島県鳴門病院 | 772-8503 | 鳴門市撫養町黒崎字小谷32 |
| 徳島県鳴門病院附属看護専門学校 | 772-0002 | 鳴門市撫養町齊田字見白36-1 |
| 徳島県立総合看護学校 | 770-0046 | 徳島市鮎喰町2丁目41-6 |
| 徳島県立中央病院 | 770-8539 | 徳島市蔵本町1丁目10-3 |
| 徳島県立三好病院 | 778-0005 | 三好市池田町シマ815-2 |
| 徳島市民病院 | 770-0812 | 徳島市北常三島町2丁目34 |
| 徳島赤十字ひのみね総合療育センター | 773-0015 | 小松島市中田町字新開4-1 |
| 徳島大学大学院医歯薬学研究部 | 770-8509 | 徳島市蔵本町3丁目18-15 |
| 徳島大学病院 | 770-8503 | 徳島市蔵本町2丁目50-1 |
| 徳島通信病院 | 770-0926 | 徳島市伊賀町3丁目19-2 |
| 独)国立病院機構徳島病院 | 776-8585 | 吉野川市鴨島町敷地1354 |
| 独)国立病院機構東徳島医療センター | 779-0105 | 板野郡板野町大寺字大向1-1 |
| 独)国立病院機構東徳島医療センター附属看護学校 | 779-0105 | 板野郡板野町大寺字大向1-1 |
| 特別養護老人ホーム 水の花荘 | 771-5403 | 那賀郡那賀町鮎川字蛭子50番地1 |
| 鳴門シーガル病院 | 771-0361 | 鳴門市瀬戸町堂ノ浦字阿波井57 |
| 橋本病院 デイサービスセンターあゆみ | 770-0813 | 徳島市中常三島町3丁目26 |
| 訪問看護ステーション応神 | 771-1151 | 徳島市応神町古川字日ノ上36-1 |
| 美波町役場 | 779-2103 | 海部郡美波町西の地西地50-1 |
| 吉野川医療センター | 776-8511 | 吉野川市鴨島町知恵島字西知恵島120 |
| リハビリテーション大神子病院 | 770-8012 | 徳島市大原町大神子 19 |

4. 徳島県と徳島県看護協会との協定書

1). 災害・事故等時の医療救護活動に関する協定書

徳島県（以下「甲」という。）と社団法人徳島県看護協会（以下「乙」という。）は、災害・事故等時（以下「災害等時」という。）における医療救護活動に関し、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、徳島県地域防災計画（以下「防災計画」という。）に基づき、甲が行う医療救護活動に対する乙の協力に関し、必要な事項を定めるものとする。

（計画）

第2条 乙は、医療救護活動を円滑に実施するため、甲と協議し、看護班の編成、派遣その他医療救護活動の実施に関する災害時医療救護計画を作成し、毎年これに検討を加え、必要に応じてこれを修正するものとする。

2 乙は、前項の規定により災害時医療救護計画を作成し、又は修正したときは、これを甲に提出するものとする。

（医療救護活動）

第3条 甲は、防災計画に基づき、医療救護活動を実施する必要があると認めた場合は、乙に対して看護班の派遣を要請するものとする。

2 乙は、甲から要請を受けた場合は、直ちに看護班を編成、派遣し、医療救護活動を実施するものとする。

3 乙は、前項の規定による場合のほか、大規模災害等時において情報、通信等の途絶により甲からの派遣要請がない場合にあつては、自らの判断により看護班を派遣することができる。

4 乙は、前項の規定により看護班を派遣した場合には、速やかに甲にその旨を報告するものとする。

（看護班の活動場所）

第4条 看護班は、甲が災害現場等に設置する避難所等その他甲が指示する場所において、医療救護活動を実施するものとする。

（看護班の業務）

第5条 看護班の業務は、次のとおりとする。

(1) 傷病者の避難所等における応急看護及び看護

(2) その他必要な事項

（指揮命令）

第6条 看護班に係る指揮命令及び医療救護活動の連絡調整は、甲が指定する者が行うものとする。

（看護班の輸送等）

第7条 甲は、看護班の搬送、通信の確保及びその他医療救護活動の円滑な実施について必要な措置を講ずる。

（医薬品等の供給）

第8条 現場において医療従事者が使用する医薬品等については、当該看護班が携行するもののほか、市町村長又は避難所等の管理者が必要な措置を講ずる。

(報告)

第9条 乙は、派遣した看護班の医療救護活動を記録し、甲に報告する。

2 乙は派遣した医療従事者に事故等が発生したときは、甲に報告する。

(費用弁償等)

第10条 甲の要請に基づき、乙が派遣した看護班が救護活動を実施した場合に要する次の費用は、甲が負担するものとする。

(1) 看護班の派遣に要する費用

(2) 医療従事者が、医療救護活動において負傷し、疾病にかかり、又は死亡した場合の扶助金

2 前項に規定する費用弁償等の額については、災害救助法に基づく政令・規則の例による。

(訓練)

第11条 乙は、甲から要請があった場合は、甲が実施する訓練に参加するものとする。

(求償権)

第12条 第10条の規定は、災害等の発生に係る責任者(債務者)に対する求償権を放棄するものではない。

(細目)

第13条 この協定に定めるもののほか、この協定を実施するために必要な事項は、別に定めるものとする。

(協議)

第14条 この契約に定めのない事項又はこの契約に関し疑義が生じたときは、甲と乙とが協議して定めるものとする。

(有効期間)

第15条 この協定の有効期間は、平成20年2月12日から平成25年2月11日までとする。ただし、期間満了の1ヶ月前までに、甲又は乙から何らか申し出がない場合は、期間満了の日の翌日から更に1年間更新するものとし、以後これと同様とする。

この協定の締結を証するため、この協定書2通を作成、甲乙両者記名押印の上、各自その1通を保有するものとする。

平成20年2月12日

甲 徳島県
徳島県知事 飯 泉 嘉 門

乙 徳島県徳島市北田宮1丁目329番地18
社団法人 徳島県看護協会
会 長 水 口 艶 子

5. 災害支援ナース提出用紙

(様式 1)

災害支援ナース登録申込書

会員番号：

| | | | | |
|---------------------------------|--|------|-----------|--|
| フリガナ | | 性別 | 生年月日 | |
| 氏名 | | 女・男 | 年 月 日(歳) | |
| 職種 | <input type="checkbox"/> 保健師 <input type="checkbox"/> 助産師 <input type="checkbox"/> 看護師 | 経験年数 | 年 | |
| 所属 | 施設名 | | | |
| | 住所 | | | |
| | 電話 | FAX | | |
| 自宅 | 住所 | | | |
| | 電話 | FAX | | |
| | 携帯 | | | |
| 活動できる地域：県内 県外 ()市 ()町 ()村 | | | | |
| 経 験 分 野 | | | | |

記載された個人情報は、本目的以外には使用しません。

公益社団法人徳島県看護協会

(様式 2)

災害支援ナース登録（変更）申込書

社団法人徳島県看護協会
会長 様

所属： _____

氏名： _____

該当する項目の□に✓して下さい。

| | <input type="checkbox"/> 変更 | <input type="checkbox"/> 登録解除 | <input type="checkbox"/> 再開 | <input type="checkbox"/> 一時休止 |
|-------------------------------|---------------------------------------|-------------------------------|-----------------------------|-------------------------------|
| 変更内容 | <input type="checkbox"/> 氏名 | 変更後の氏名（ _____ ） | | |
| | <input type="checkbox"/> 施設名 | 変更後の施設名（ _____ ） | | |
| <input type="checkbox"/> 施設住所 | 変更後の施設住所 | | | |
| | 〒 _____ 住所 | | | |
| <input type="checkbox"/> 自宅住所 | 変更後の自宅住所 | | | |
| | 〒 _____ 住所 | | | |
| <input type="checkbox"/> 自宅住所 | 電話 _____ | | FAX _____ | |
| | 電話 携帯 _____ | | FAX _____ | |
| 登録解除・一時中止理由 | <input type="checkbox"/> 退職 | | | <input type="checkbox"/> 育児休業 |
| | <input type="checkbox"/> 県外への移動 | | | |
| | <input type="checkbox"/> その他（ _____ ） | | | |

* 該当する項目を記入後、FAXにて徳島県看護協会へ送付してください。

徳島県看護協会 FAX：088-632-1084

(様式3)

記載日 平成 年 月 日

災害支援ナース () 派遣出動 確認事項

所属 _____ 氏名 _____

| | |
|------------------|---------------------------|
| 要請があった機関 | ・徳島県 ・日本看護協会 |
| 派遣期間 | 平成 年 月 日 ～平成 年 月 日 |
| 派遣場所 | |
| 派遣時の身分 | ・施設からの出張 ・私的参加 ・その他 |
| 現地集合日時 | 平成 年 月 日 時 |
| 現地集合場所 | |
| 徳島県看護協会集合日時 | 平成 年 月 日 時 分 |
| 出発日時 | 平成 年 月 日 時 分 |
| チームメンバー (リーダーは○) | |
| 連絡方法 (携帯番号) | |

| | 説明事項 | 説明者サイン | 派遣者サイン |
|----|------------------------|--------|--------|
| 1 | 災害支援の心構えについて | | |
| 2 | 保険について | | |
| 3 | 派遣費用について交通、宿泊、食事費の自己負担 | | |
| 4 | 健康管理について | | |
| 5 | 家族の了解が得られているか | | |
| 6 | 上司の許可があるか | | |
| 7 | 出張・年次休暇であるか | | |
| 8 | 傷害保険について | | |
| 9 | 派遣場所の情報について | | |
| 10 | 活動計画について | | |
| 11 | 活動報告について | | |
| 12 | 看護協会の準備物品の確認 | | |
| 13 | 個人の準備物品の確認 | | |
| 14 | | | |

(様式4)

同 意 書

私は、災害支援ナースとして医療救護活動のために被災場所
に派遣されることに同意します。また、徳島県看護協会
の派遣条件に同意します。

公益社団法人徳島県看護協会

会 長 ○○ ○○ 殿

平成 年 月 日

氏名 _____ 印

(様式5)

災害支援ナース活動報告

年 月 日

社団法人徳島県看護協会
会長 様

所属： _____

氏名： _____

災害支援ナースとして次の通り活動しましたので報告します。

記

| | |
|----------------|--|
| 派遣先 活動場所 | |
| 派遣期間 (活動期間) | 平成 年 月 日 時 から 平成 年 月 日 時 迄 |
| 活動内容 | |
| 活動しての意見・感想 | |
| 必要経費 (交通費) | 円 利用交通機関： 公共交通機関 (バス 列車 タクシー) *利用したものに○印を付けて下さい。 *領収書があれば添付して下さい。 |

この報告書は、活動終了後、速やかに徳島県看護協会 (FAX088-632-1084) へ送付してください。

(様式6)

「災害支援ナース活動状況報告」

| | |
|-----------------|---|
| 災害支援ナース | 所属： _____ 氏名： _____ 所属： _____ 氏名： _____ |
| 活動日 | 平成 年 月 日 () |
| 活動場所 | |
| 支援者数 | 名 |
| 被災地（避難所） の状況 | ※ライフライン等の復興状況。避難者の健康状況、生活状況等について記載ください。 |
| 本日の活動状況 | 宿所出発時刻 午前 時 分 |
| | 活動場所 () 活動時間：業務開始 時 分 ～ 業務終了 時 分 活動内容：該当する番号に○印をつけると共に必要事項を記入ください。 |
| | 1. 診療の補助 2. 被災者の看護 3. 日常生活支援（食事介助・排泄介助等） 4. 健康相談 5. 健康チェック 6. 避難所の衛生対策、環境整備 7. その他 () |
| | 宿所到着時刻 午後 時 分 |
| 班員の健康状態 | 良好 不良 |
| その他特記事項 | ※ 予定変更等、その他 特筆すべき事項を御記入ください。 |
| 本日の宿泊場所 | |

注1) 毎日、活動終了後、速やかに医療政策課（088-621-2226）に電話にて活動内容等についてご連絡ください。

注2) 本紙に記入したものは現地ファイルにつづり、次の災害支援ナースに引き継いでください。

6. 災害支援ナース養成研修プログラム

1) 養成研修プログラム

災害支援ナース養成研修(基礎編)

研修目的：災害医療および看護の基礎的事項を理解するとともに、災害看護に必要な知識、技術の習得

対象者：災害支援ナース登録申込者

研修内容：災害看護に必要な基礎的知識

災害看護の特殊性

研修時間：2.5 時間

研修方法：講義・DVD

災害支援ナース養成研修(応用編)

研修目的：災害支援ナースとして参加する上で自己完結の心構えと行動、必要な準備についての習得

対象者：災害支援ナース登録申込者で災害支援ナース養成研修(基礎編)を修了している者

研修内容：被災地における協働のあり方

医療機関、福祉避難所の管理及び看護の実際

研修時間：2.5 時間

研修方法：講義・DVD

災害支援ナース養成研修(実践編)

研修目的：災害看護の特殊性を理解するとともに、専門的知識、技術を習得し、被災者及び被災地域のために、災害支援ナースとして活動できる実践能力の習得

対象者：災害支援ナース登録申込者で災害支援ナース養成研修(基礎編・応用編)を修了している者

研修内容：①災害支援ナースの役割

②災害支援ナースの派遣・実際

研修時間：5 時間

研修方法：講義・グループワーク

フォローアップ研修

研修目的：災害支援ナースの被災地での実際の活動について再確認し、災害支援ナースが被災地で果たす活動に意義について振り返ることによって有事に備える

対象者：災害支援ナース、災害看護に関心がある者

研修内容：災害支援に関する

研修時間：毎年 1 回（約 2～3 時間の講義）を開催する。

研修方法：集合研修（講義および演習）

7. 災害支援に関する実践知識

被災者のこころのケア 時間経過と被災者の反応

| 時期 反応 | 急性期 発災直後から数日 | 反応期 1～6週間 | 修復期 1か月～半年 |
|----------|--|--|---------------------------------------|
| 身体 | 心拍数の増加 呼吸が速くなる 血圧の上昇 発汗や震え めまいや失神 | 頭痛 腰痛 疲労の蓄積 悪夢・睡眠障害 | 反応期と同じだが徐々に強度が減じていく |
| 思考 | 合理的思考の困難さ 思考狭窄 集中力の低下 記憶力の低下 判断能力の低下 | 自分の置かれた辛い状況がわかってくる | 徐々に自立的な考えができるようになってくる |
| 感情 | 茫然自失 恐怖感 不安感 悲しみ 怒り | 悲しみと辛さ 恐怖がしばしば蘇る 抑鬱感、喪失感 罪悪感 気分の高揚 | 悲しみ 淋しさ 不安 |
| 行動 | いらいら 落ち着きがない 硬直化 コミュニケーション能力の低下 | 被災現場に戻ることに恐怖 アルコール摂取量の増加 | 被災現場に近づくことを避ける |
| 主な特徴 | 闘争・逃走反応 | 抑えていた感情が湧き出してくる | 日常生活や将来について考えられるようになるが災害の記憶が蘇り辛い思いをする |

時期と反応は目安であって必ず全ての反応が起こるわけではありませんし、順番が定まっているわけでもありません。

被災者に接する7つのポイント

1. 支持的であること
2. 共感的であること
3. 純粋性 (genuineness)
4. 肯定的で判断のない態度
5. 被災者の力の回復 (empowerment)
6. 実際的であること
7. 守秘及び倫理的配慮

8. 災害に関する参考ホームページ

- 1) 日本看護協会 「災害看護」に関する情報

<https://www.nurse.or.jp/nursing/practice/saigai/>

- 2) 災害看護 命を護る知識と技術の情報館

ユビキタス社会における災害看護拠点の形成

<http://www.coe-cnas.jp/>

災害看護 ケアの泉 (上記サイト モバイル版)

<http://info.coe-cnas.jp/mdawiki/index.php/Mobile:Mainpage>

災害看護ケアの泉 (上記サイト モバイル版：軽量版)

<http://www.coe-cnas.jp/care/>

- 3) スフィア・プロジェクト

人道憲章と人道対応に関する最低基準

<http://www.sphereproject.org>

9. 徳島県看護協会災害看護検討の経過

本マニュアルは、徳島県看護協会における災害看護支援委員会(特別委員会)により作成した。

本委員会は、平成 17 年度に、災害看護支援体制検討委員会(特別委員会)として設置し、看護職能団体として、災害における役割を模索し、本会の役割の明確化、災害看護支援ボランティアナースの募集と教育、後方支援活動に必要な物品等、活動内容の検討を行った。さらに平成 18 年度にかけ、災害看護支援ボランティアナースの募集と教育(基礎編の実施)、後方支援活動に必要な物品の検討・整備、災害看護支援対応マニュアル第 1 刷を作成し、マニュアルは会員施設に配布した。平成 19 年度は、災害対策本部体制の構築、災害看護支援ボランティアナースの教育(応用編・実務編)の実施・登録、災害看護支援ボランティアナース派遣ネットワークシステムの構築(日本看護協会・県)を検討整備し、マニュアル第 2 刷を発行した。また徳島県と協定書の締結を行った。

その後も、継続的に、徳島県における看護職としての災害支援の方策を検討するとともに、災害支援ナースを育成し、徳島県と協力して災害時の看護職の派遣を行っている。

平成 28 年度には、災害支援対応マニュアル第 5 版を作成した。

災害看護支援検討委員会委員名簿

| | 委員名 | 所属 |
|------|-------|-----------------|
| 委員長 | 岩本里織 | 徳島大学大学院医歯薬学研究部 |
| 委員 | 喜多希久子 | つるぎ町半田病院 |
| 委員 | 福田ひろみ | 徳島赤十字病院 |
| 委員 | 仁木祐江 | 吉野川医療センター |
| 委員 | 橋本佳世子 | 徳島市民病院 |
| 委員 | 梅田弥生 | 徳島県保健福祉部医療政策課 |
| 委員 | 久美月 | 阿南中央病院 |
| 委員 | 西村三千代 | 徳島県鳴門病院附属看護専門学校 |
| 担当理事 | 稲井芳枝 | 徳島県看護協会 |

災害支援対応マニュアル 第5刷

発行日 平成29年3月末日
公益社団法人徳島県看護協会

〒770-0003

徳島市北田宮1丁目329-18

Tel 088-631-5544

Fax 088-632-1084

